

市営住宅建替事業に係るPFI等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市営住宅の建替事業の実施に際し、西宮市PFI基本指針により、市営住宅建替事業に係るPFI等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 市営住宅の建替事業等に係るPFI導入可能性調査の実施方針決定
- (2) 市営住宅の建替事業等に係るPFI導入の適否の検討
- (3) 市営住宅の建替事業等の実施方針（案）及び要求水準書（案）の検討
- (4) 市営住宅の建替事業等を特定事業と選定することの可否決定
- (5) その他、施設整備に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、都市局事務担任外副市長が不在の期間は、都市局長が副委員長となる。

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 委員長 | 都市局事務担任副市長 |
| (2) 副委員長 | 都市局事務担任外副市長 |
| (3) 委員 | 都市局長 |
| | 政策局長 |
| | 財務局長 |
| | 都市総括室長 |
| | 住宅部長 |
| | 政策総括室長 |
| | 政策局参与（施設・まちづくり担当） |
| | 政策局参与（行政経営改革等担当） |
| | 財務総括室長 |
| | 資産管理部長 |

(設置期間)

第4条 検討委員会の設置期間は、平成20年5月9日から所掌事務終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があるときは、第3条に掲げる者以外の者を検討委員会に出席させることができる。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、必要の都度、開催する。

- 2 その他、会議について必要な事項は、委員長が定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、都市局住宅部住宅整備課に置く。

付 則
この要綱は、平成20年5月9日から施行する。

付 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

付 則
この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

付 則
この要綱は、平成22年9月3日から施行する。

付 則
この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

付 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成26年7月10日から施行する。

付 則
この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

付 則
この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

付 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。